

要 請 書

令和 8 年 10 月 26 日

全国土地改良事業団体連合会
都道府県土地改良事業団体連合会

要 請 書

現在、国際社会は、地球規模の異常気象、地政学上のリスクの高まり、世界的な物価高騰など、様々な問題に直面している。また、我が国の農業・農村も、農業者の高齢化や減少により、営農の継続やそれを支える農地及び農業用水の保全管理が困難になるなど、様々な問題に直面している。

これらの国内外の様々な問題に対応していくため、令和6年に食料・農業・農村基本法が改正され、これに応じて、土地改良関係者の意見が反映された土地改良法が令和7年に施行され、新たな土地改良長期計画も閣議決定された。

土地改良に関しては、これまでもその時々状況に対応して制度見直し等を行いつつ、農地の大区画化や汎用化・畑地化等の整備とその集積・集約化、スマート農業の展開に向けた基盤整備、農業水利施設等の維持・更新、洪水被害防止対策やため池の耐震化等の農村地域の防災・減災対策などを進め、食料安全保障の強化や国土強靱化に貢献してきた。人口減少が進む農村において、国の基である農業を維持、発展させるためには現在の農業者はもとより、後継者らが進んで参画できるよう農業の構造転換が必要であり、令和7年度から国は農業構造転換集中対策を実施している。この対策を推進していくため、水土里ネットの役割は、より一層重要になってくる。

このような状況の中、水土里ネットには、食料の安全保障の確保や農業・農村の多面的機能を発揮させるため、先人達のたゆまぬ努力により維持・活用されてきた農地・農業用水等の地域資源を20年後の将来を見据え、経営の規模拡大やスマート農業の基盤となる大区画化、管理の省力化などを推進し農業の新たな展開を支えられるよう進化した形で次世代に継承していく責務がある。また、令和

8年熊本地震及び令和8年8月千葉豪雨をはじめとし各地で発生する大雨などの大規模災害によって、国民の生命と財産が脅かされている中、農村地域の防災・減災対策等の国土強靱化を継続的に推進していくことが求められている。このため、水土里ネットは、技術、経験など持てる能力を最大限に発揮すべく、男女共同参画の取組をはじめとした多様な人材の参画を推進しつつ、引き続きその体制強化を図り、農業・農村を支える役割の中心的存在となることを改めて決意し、取り組んでいく。

土地改良関係予算については、「闘う土地改良」の下、組織を挙げて様々な活動を行った結果、令和7年度補正予算、令和8年度当初予算を合わせて、昨年度を大幅に上回る6,942億円を確保することができた。水土里ネットは、この予算を活用し、農業・農村の発展に向け、積極的な貢献を果たしていく覚悟である。

全国の水土里ネットは、培ってきた経験と技術を活用し、「闘う土地改良」のスローガンの下、一致団結して、次の事項の実現を図ることを国に要請する。

記

- 一 食料・農業・農村基本計画や土地改良長期計画に基づき初動5年間で農業の構造転換を集中的に実施するとともに、国土強靱化実施中期計画に基づいた取組を一層推し進めるため、農業・農村を支え、守り、我が国の食料安全保障の確保に欠かせない土地改良事業をスピード感を持って推進できるよう、別枠を含め、必要な予算総額をしっかりと確保すること。その際、円滑な事業執行に不可欠な地方財政措置と地方公共団体の負担軽減のための一層の支援策を講じること。
- 二 土地改良法の改正を受けて、制度の趣旨及び内容の十分な浸透を図ること。また、水土里ビジョンの作成・実践といった農地・農業用水等の地域資源を次世代につなごうとする土地改良区や土地改良事業団体連合会、市町村等の取組への支援の充実を図ること。
- 三 農業の構造転換を行い、国内の農業生産を増大させ食料自給力を確保するため、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化、高収益作物の生産拡大、麦・大豆等の本作化、スマート農業の導入やほ場周りの管理の省力化を促し生産性向上に資する大区画化、中山間地域におけるきめ細かな整備等の農地整備と情報通信環境の整備を推進すること。
- 四 大規模災害からの復旧・復興や再度災害防止の取組を早急に進めるとともに、農地復旧についての農家負担の軽減に配慮すること。併せて、農村地域の国土強靱化のため、基幹から末端に至るまでの農業水利施設の更新・長寿命化や、豪雨・地震対策等を推進すること。

五 自然的、社会的、経済的な情勢変化を踏まえ、高い公共性・公益性を有し、食料の安全保障の確保に貢献している土地改良施設の維持管理に対する支援を充実させること。

六 農村地域を支えている多面的機能支払や中山間地域等直接支払について、活動組織の体制強化や支援範囲の拡大等を図るため、更なる制度の拡充及び必要な予算の確保を行うこと。

七 ICT、AI 等を活用して、土地改良施設の管理の省力化・高度化等を図る取組を推進するとともに、中小規模の土地改良区を対象とした合併など、食料安全保障を支える土地改良区の運営基盤強化に対する支援を推進すること。

八 上記事項の推進に当たり、発注体制や施工業者の受注環境の整備等の事業の執行体制の充実を図るとともに、水土里ネットが有する技術、経験などを十分発揮できるよう配慮すること。

要請者名簿

全国土地改良事業団体連合会

会長 二階 俊博

副会長 山崎 正昭、北村 経夫、宮崎 雅夫

都道府県土地改良事業団体連合会

北海道 会長 菊地 博

青森県 会長 丸井 裕

岩手県 会長 高橋 隆

宮城県 会長 伊藤 康志

秋田県 会長 松田 知己

山形県 会長 大築 義雅

福島県 会長 齋藤 善平

茨城県 会長 葉梨 衛

栃木県 会長 佐藤 勉

群馬県 会長 熊川 栄

埼玉県 会長職務代理者 副会長 原田 信次

千葉県 会長 森 英介

東京都 会長 山下 奉也

神奈川県 会長 間宮 恒行

山梨県 会長 内藤 久夫

長野県 会長 藤原 忠彦

静岡県 会長 伊東 真英

新潟県 会長 帆刈 謙治

富山県 会長 堂故 茂

石川県 会長 岡田 直樹

福井県 会長 山崎 正昭

岐阜県	会長	藤原	勉
愛知県	会長	中野	治美
三重県	会長	末松	則子
滋賀県	会長	家森	茂樹
京都府	会長	田中	英夫
大阪府	会長	北島	政夫
兵庫県	会長	西村	康稔
奈良県	会長	奥野	信亮
和歌山県	会長	二階	俊博
鳥取県	会長	松本	昭夫
島根県	会長	楫野	弘和
岡山県	会長	石井	正弘
広島県	会長	高垣	廣徳
山口県	会長	北村	経夫
徳島県	会長	兼西	茂
香川県	会長	宮本	欣貞
愛媛県	会長	大城	一郎
高知県	会長	池田	洋光
福岡県	会長	田頭喜久己	
佐賀県	会長	田島	健一
長崎県	会長	古川隆三郎	
熊本県	会長	竹崎	一成
大分県	会長	義経	賢二
宮崎県	会長	押川修一郎	
鹿児島県	会長	本坊	輝雄
沖縄県	会長	中山	義隆